

令和7年度パパ・ママ応援ショップ等協賛店舗開拓業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度パパ・ママ応援ショップ等協賛店舗開拓業務

2 業務内容

- (1) 受託者は、企業・店舗に対し、制度の趣旨及び協賛申込書の記入等について十分説明したうえで協賛店舗を開拓する。
- (2) 受託者は、開拓した協賛店舗に指定の「協賛申込書」を記入してもらう。(必ず日付を記入してもらうこと。)
- (3) 受託者は、開拓した協賛店舗に「協賛ステッカー」及び「協賛ポスター」に協賛内容を記載の上、店頭の日につきやすい場所へ掲示いただくよう依頼する。「協賛ステッカー」及び「協賛ポスター」は、特典内容等を県が確認後、受託者が協賛店舗に郵送にて配付する。その際、県との協議により決定した協賛店検索サイトへの掲載日を協賛店舗に伝達する。
- (4) 「協賛申込書」「協賛ステッカー」等は県から受託者に必要枚数を事前に提供する。
- (5) 優待内容については、子育て家庭を応援するという制度の趣旨を協賛店舗に理解いただいた上で、店舗各自で定めていただく。優待内容は、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を提示した子育て家庭に対する経済的特典(例:「〇%割引」、「ポイント〇倍」、「(飲み物、おもちゃ、粗品等) 無料プレゼント」等)であることを確認すること。なお協賛店舗に対して、県からの経費の補填等を行わないことを説明すること。

また、県から提供するパパ・ママ応援ショップ調査報告書の内容を確認の上、県民が求めているサービス内容について、協賛店舗に情報提供すること。
- (6) 既にパパ・ママ応援ショップに協賛している店舗の情報は、受託者が「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」及び「埼玉県オープンデータポータルサイト」にて確認すること。
- (7) 受託者は、協賛店舗が記入した「協賛申込書」の写し(PDF化したもの)及び指定の「新規協賛店開拓月次報告リスト」を、翌月10日までにこども政策課宛て電子メールにより提出する。(協賛申込書原本は実績報告時にまとめて提出する。)ただし3月分については3月19日(木)までに提出すること。
- (8) 開拓時には必ず多子世帯応援ショップ制度についても周知・PRを行い、パパ・ママ応援ショップと併せて協賛を促すこと。特に、多子世帯応援ショップはパパ・ママ応援ショップに上乘せして特典を提供いただく事業である旨を説明すること。
- (9) 開拓時に、託児機能やキッズスペースがあり、こども連れでも安心してリフレ

ッシュできるサービスを提供できる施設がある場合、ママ・パパ・リフレッシュ事業の登録についても周知・PRを行うこと。

(10) 開拓時に、おむつ替えや授乳スペースがあり、希望者が無料で利用可能な施設がある場合、赤ちゃんの駅の登録についても周知・PRを行うこと。

(11) さいたま市に所在する店舗の開拓時には、さいたま市デジタル地域通貨加盟店登録について併せて周知・PRを行うこと。周知・PRにあたっては、専用チラシ（こども政策課から受託者に必要枚数を提供）を配布し、チラシの案内に従って加盟店登録手続きの案内をすること。なお、デジタル地域通貨加盟店の登録数は開拓実績には加算しないものとする。

3 開拓の定義

受託者が「協賛ステッカー」及び「協賛ポスター」を協賛店舗に郵送にて配布し、「協賛申込書」の写し及び「新規協賛店開拓月次報告リスト」をこども政策課宛てに電子メールで提出したことをもって開拓完了とする。

1つの店舗がパパ・ママ応援ショップ、多子世帯応援ショップ、ママ・パパ・リフレッシュ事業、赤ちゃんの駅のうち、複数登録した場合においても開拓実績は1件とする。

4 対象業種

買物、飲食、遊び、教育・習い事、理容・美容、金融、自転車、自動車、住宅、写真、宿泊、その他の業種とする。チェーン、個人商店の如何は問わない。ただし、以下の対象外店舗・施設は開拓対象から除くこと。

なお、県から提供するパパ・ママ応援ショップ調査報告書の内容を確認の上、利用者の多い小売、飲食の店舗を中心に開拓を行うよう努めること。

※対象外店舗・施設

- ・遊興飲食させる店舗や風俗店など青少年の健全な育成を妨げる店
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設
- ・暴力団員や暴力団関係者の関連する施設
- ・その他本制度の趣旨にそぐわない店
- ・医療法（昭和23年法律第205号）により広告が規制されている医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所（パパ・ママ応援ショップ、多子世帯応援ショップに限り対象外）

5 新規開拓協賛店舗目標数

パパ・ママ応援ショップ等 325店舗

新規開拓協賛店舗数が295店舗を下回る場合は、新規開拓協賛店舗1店舗あたりの契約単価を10,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

※パパ・ママ応援ショップ等…パパ・ママ応援ショップ、多子世帯応援ショップ、
ママ・パパ・リフレッシュ事業、赤ちゃんの駅

6 留意事項

- (1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (2) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、委託契約書及び仕様書に定める事項及びその他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。